

令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金交付要綱

(令和2年4月6日告示第4号)

(趣旨)

第1条 津軽広域連合は、構成する弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「関係市町村」という。）の環境衛生の向上を図るため、し尿及び浄化槽汚泥並びに農業集落排水汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬業者がし尿等の収集運搬車（以下「収集運搬車」という。）に車蓋等を装備するために要した経費について令和2年度予算の範囲内において津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、津軽広域連合補助金交付規則（平成12年津軽広域連合規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 関係市町村の長又は黒石地区清掃施設組合の管理者から、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者
- (2) 主に関係市町村において、車蓋等を装備した収集運搬車を使用する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が現に所有する収集運搬車（当該収集運搬車の更新等のため、新規購入したものを含む。）に車蓋等を装備するために要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（当該合計額が1台当たり6万5千円を超える場合は6万5千円とし、当該合計額に千円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額）の2分の1の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- (1) 積載量3.42kl未満の収集運搬車に車蓋等を装備した場合 5万円
- (2) 積載量3.42kl以上4.5kl未満の収集運搬車に車蓋等を装備した場合 9万5千円
- (3) 積載量4.5kl以上の収集運搬車に車蓋等を装備した場合 7万円

(交付申請)

第5条 規則第3条の申請書は、令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 一般廃棄物処理業の許可証（写）又は浄化槽清掃業の許可証（写）

3 広域連合長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を広域連合長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を広域連合長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに広域連合長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の規定による通知は、令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間として広域連合長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して60日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 完成写真(車体の前後左右、登録番号が判る写真1部)
- (5) 自動車検査証の写し

3 広域連合長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して60日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、令和2年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金交付額確定通知書(様式10号)によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した車蓋等装備についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の広域連合長が定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に定

める期間とする。

(1) 積載量が 2 k1以下の収集運搬車に装備した車蓋の場合 令和 6 年 3 月 3 1 日

(2) 積載量が前号以外の収集運搬車に装備した車蓋の場合 令和 7 年 3 月 3 1 日

(補助金の請求等)

第 1 2 条 補助金の請求は、令和 2 年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等装備費補助金
請求書（様式第 1 1 号）を津軽広域連合長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。